

阿南市物価高騰対策

支援給付金

物価高騰による家計への経済的負担を軽減するための
臨時的な施策として、国の交付金を活用して給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

申請期限(消印有効)

令和6年4月30日(火)

給付金の対象と手続き

支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で阿南市に住民票がある全世帯

前回(3万円)の給付金を
受給された世帯

(家計急変世帯、18歳までの子どもがいる世帯は除く)

手続きは原則不要です。

「支給のお知らせ」を送付します。
入金されるまでお待ちください。
※口座変更や、受給を辞退する場合は申請が
必要です。

左記以外の世帯

ご返送ください。

「申請書(請求書)」を送付します。
必要事項を記入の上、必要書類を添付し、
返信用封筒にてご返送ください。

返送・申請期限：令和6年4月30日(火)
※当日消印有効

18歳までの子どもがいる世帯への追加給付について

「申請書(請求書)」が届いた世帯

対象となる子ども

令和5年12月1日時点で阿南市に住民票がある18歳までの子ども(平成17年4月2日以降に生まれた子)
ただし、令和5年12月2日から令和6年4月1日までに出生し、出生時点で阿南市に住民票がある
新生児も該当します。

支給額

- ①住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯 **子ども一人あたり5万円**
- ② ①以外の世帯 **子ども一人あたり3万円**

給付金の申請手続きについて

給付対象世帯の世帯主宛にご案内をお送りしております。

緑色 「支給のお知らせ」が届いた方

送付された通知書をご確認いただき、変更がなければ**返送は不要**です。
※受給希望口座を変更される場合、受給を辞退される場合は下記お問い合わせ先へ
ご連絡ください。

黄色 または 青色 「申請書(請求書)」が届いた方

※裏面も必ずご確認ください。

受給するには申請書等の返送が必要です

通知書の内容を確認し、必要事項を記入の上、本人確認書類と通帳等
の写しを添付して、同封の返信用封筒でご返送ください。

※代理人の申請・受給の場合は世帯主および代理人の本人確認書類等が必要です。

返送・申請期限：令和6年4月30日(火) ※当日消印有効

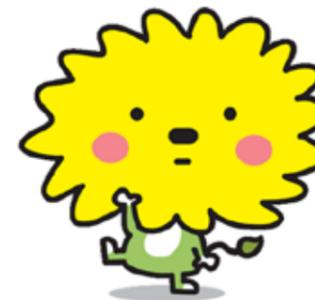
別途申請が必要となる場合(お問い合わせください)

- 令和5年12月2日から令和6年4月1日までに生まれた新生児がいる世帯
- 別世帯の子どもを扶養している場合
- 給付金対象世帯の世帯主であるが、通知が届いていない場合

返送・申請期限：令和6年4月30日(火) ※当日消印有効

本人確認書類とは

運転免許証、マイナンバーカード(表面)
年金手帳、健康保険証、介護保険証、在留
カード、パスポート等の写し



地域経済活性化の
ため可能な限り
市内店舗での買い
物等にご活用いた
だきますよう
お願いします。

**給付金の「振り込め詐欺」や
「個人情報の搾取」に
ご注意ください!**

市の職員が以下を行うことは
絶対にありません!

- 現金自動預払機(ATM)の操作を
お願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを
求めること
- メールを送り、URLをクリックし
て申請手続きを求めること

怪しいと感じたら迷わず最寄りの
警察署または警察相談専用電話
(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

阿南市生活福祉課 「物価高騰対策支援給付金準備室」

電話:0884(22)3401 8:30~17:15(土・日・祝日除く)

